

# 石川県公報

平成 25 年 7 月 26 日  
第 1 2 6 1 5 号（金曜日）  
毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示	
○救急病院の認定（地域医療推進室）	1
○受胎調節の実地指導を業として行う者の指定（少子化対策監室）	1
○特定計量器の定期検査の実施（経営支援課）	1
○県道の区域の変更（道路整備課）	2
○県道の供用の開始（同）	2
○水防管理団体の指定（河川課）	3
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
○土砂災害特別警戒区域の指定（同）	6
○土砂災害特別警戒区域の解除（同）	9
○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正（出納室）	10
公 告	
○政府調達に関する協定に係る入札公告（管財課）	10
○予防接種を行う医師に係る公告（健康推進課）	12
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告（同）	12
○大規模小売店舗の新設の届出の公告（経営支援課）	13
○大規模小売店舗の変更の届出の公告（同）	14
○大規模小売店舗の変更の届出の公告（同）	18
○大規模小売店舗の変更の届出の公告（同）	19
○特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧公告（水産課）	20
公安委員会	
○年少射撃資格の認定のための講習会	20
人事委員会	
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	21
○公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	21

## 告 示

### 石川県告示第331号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
国民健康保険小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	平成25年7月24日	平成28年7月23日

### 石川県告示第332号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、平成25年7月26日次のとおり指定した。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	住 所	保健師、助産師 又は看護師の別	氏 名
第1173号	羽咋郡志賀町岩田開の12番地	助産師	田 畑 茜

### 石川県告示第333号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
宝達志水町のうち 志雄地域	平成25年9月3日(火) (午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで)	はくい農業協同組合 南部育苗センター
宝達志水町のうち 押水地域	平成25年9月4日(水) (午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで)	アステラス横車庫
七尾市のうち 中島地域	平成25年9月9日(月) (午後1時から午後3時まで)	中島市民センター
七尾市のうち 田鶴浜及び能登島地域並びに 石崎小学校及び和倉小学校の各校下	平成25年9月10日(火) (午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで)	和倉温泉観光会館
七尾市のうち 中島、田鶴浜及び能登島地域並びに 石崎小学校及び和倉小学校の各校下 を除く地区	平成25年9月11日(水)及び同月12日(木) (午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで)	七尾市役所車庫
志賀町のうち 富来地域	平成25年10月2日(水) (午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで)	富来行政センター
志賀町のうち 志賀地域	平成25年10月3日(木) (午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで)	志賀町役場

## 石川県告示第334号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年7月26日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
小松山中線	加賀市勅使町ル22番1地先から 加賀市森町丙70番地先まで	旧	10.49 ~ 17.31	153.1	大聖寺土木 事 務 所 維持管理課
		新	12.65 ~ 66.91	153.1	
和気寺井線	下記区域を道路区域に編入する。				南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	能美市湯谷町へ51番5地先から 能美市石子町石86番1番地先まで		9.75 ~ 28.50	760.3	

## 石川県告示第335号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成25年7月26日から同年8月9日まで縦覧に供する。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
小松山中線	加賀市勅使町ル21番1地先から 加賀市森町丙70番地先まで	平成 25 年 7 月 26 日	大聖寺土木 事務所 維持管理課
和気寺井線	能美市湯谷町へ51番5地先から 能美市石子町石86番1地先まで	平成 25 年 7 月 27 日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

## 石川県告示第336号

水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定により、次のとおり水防管理団体を指定した。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

水防管理団体名	事務所所在地	指定年月日
中能登町	鹿島郡中能登町末坂9部46番地	平成 25 年 7 月 26 日

## 石川県告示第337号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
房田川4号	輪島市房田町	次の図のとおり	土石流
麦生野	輪島市町野町麦生野	〃	急傾斜地の崩壊
北円山	輪島市町野町北円山	〃	〃
徳成谷内1号	輪島市町野町徳成谷内	〃	〃
徳成谷内2号	〃	〃	〃
徳成谷内3号	〃	〃	〃
上田長	輪島市町野町川西	〃	〃
川西田長	〃	〃	〃
若桑	輪島市町野町寺山	〃	〃
地方	輪島市町野町栗蔵	〃	〃
鈴屋1号	輪島市町野町鈴屋	〃	〃
鈴屋2号	〃	〃	〃
桶戸	輪島市町野町桶戸	〃	〃
広江	輪島市町野町広江	〃	〃
広江上地	〃	〃	〃
広江元地1号	〃	〃	〃
広江元地2号	〃	〃	〃
寺地	輪島市町野町寺地	〃	〃
下出	能登町時長	〃	地すべり
時長	〃	〃	〃
山口西	〃	〃	急傾斜地の崩壊
山口東1号	〃	〃	〃

山口東 2 号	〃	〃	〃
十郎原 1 号	能登町十郎原	〃	〃
十郎原 2 号	〃	〃	〃
十郎原 3 号	〃	〃	〃
十郎原川 1 号	〃	〃	土石流
十郎原川 2 号	〃	〃	〃
十郎原川 3 号	〃	〃	〃
東谷川	〃	〃	〃
西谷川	〃	〃	〃
十郎原	〃	〃	地すべり
上市之瀬	能登町市之瀬	〃	〃
宮地	能登町宮地	〃	〃
谷地	〃	〃	〃
山田	能登町山田	〃	〃
山田	〃	〃	急傾斜地の崩壊
小垣	能登町小垣	〃	〃
小垣	〃	〃	地すべり
小間生	能登町鈴ヶ嶺	〃	〃
滝の坊	能登町滝の坊	〃	〃
滝之坊 1 号	〃	〃	急傾斜地の崩壊
滝之坊 2 号	〃	〃	〃
田代川	〃	〃	土石流
平体	能登町宇出津山分	〃	〃
平体	〃	〃	地すべり
大平	〃	〃	〃
大平	〃	〃	急傾斜地の崩壊
漆原	〃	〃	〃
平体 1 号	〃	〃	〃
音羽町	〃	〃	〃
源平 2 号	〃	〃	〃
馬場出	能登町鶴川	〃	〃
鶴川 1 号	〃	〃	〃
鶴川 2 号	〃	〃	〃
鶴川 3 号	〃	〃	〃
河ヶ谷 1 号	能登町河ヶ谷	〃	〃
河ヶ谷 2 号	〃	〃	〃
河ヶ谷 3 号	〃	〃	〃
河ヶ谷	〃	〃	〃
秋吉 1 号	能登町秋吉	〃	〃
秋吉 2 号	〃	〃	〃
秋吉 3 号	〃	〃	〃
行延	能登町行延	〃	〃
宮犬	能登町宮犬	〃	〃
駒渡	能登町駒渡	〃	〃
打越川	〃	〃	土石流
笹川 2 号	能登町笹川	〃	〃
笹川 3 号	〃	〃	〃

タカツボ川	能登町寺分	〃	〃
寺分川 3 号	〃	〃	〃
原反坊	〃	〃	急傾斜地の崩壊
長尾	能登町内浦長尾	〃	〃
鴨川 3 号	能登町鴨川	〃	〃
寺分	能登町五郎左エ門分	〃	〃
寺分川 1 号	〃	〃	土石流
寺分川 2 号	〃	〃	〃
影田川 3 号	〃	〃	〃
長尾川	能登町上長尾	〃	〃
宇加塚	能登町宇加塚	〃	〃
曾又 1 号	能登町曾又	〃	〃
曾又 2 号	〃	〃	〃
曾又 3 号	〃	〃	〃
松波川 1 号	能登町松波	〃	〃
松波川 2 号	〃	〃	〃
明生	〃	〃	〃
平尻	〃	〃	急傾斜地の崩壊
港町 1 号	〃	〃	〃
港町 2 号	〃	〃	〃
上西	能登町上	〃	〃
上西 1 号	〃	〃	〃
上西 2 号	〃	〃	〃
上東	〃	〃	〃
上東 2 号	〃	〃	〃
水上	〃	〃	〃
水滝	〃	〃	〃
上川	〃	〃	土石流
上川 9 号	〃	〃	〃
上川 10 号	〃	〃	〃
上川 7 号	能登町上町	〃	〃
上川 8 号	〃	〃	〃
立ヶ谷内	〃	〃	急傾斜地の崩壊
中ノ又 1 号	〃	〃	〃
中ノ又 2 号	〃	〃	〃
中ノ又 3 号	〃	〃	〃
新保	能登町新保	〃	〃
神和住	能登町神和住	〃	〃
西安寺	能登町瑞穂	〃	〃
清真	能登町清真	〃	〃
大箱	能登町大箱	〃	〃
鶴町	能登町鶴町	〃	〃
中斉	能登町中斉	〃	〃
中斉川 1 号	〃	〃	土石流
中斉川 2 号	〃	〃	〃
中斉川 3 号	〃	〃	〃
寺分川 4 号	能登町天坂	〃	〃

天坂	〃	〃	急傾斜地の崩壊
蓮花坊	能登町当日	〃	〃
中組2号	〃	〃	〃
中組川	〃	〃	土石流
下藤ノ瀬1号	能登町藤ノ瀬	〃	〃
下藤ノ瀬2号	〃	〃	〃
下藤ノ瀬3号	〃	〃	〃
上藤ノ瀬1号	〃	〃	〃
上藤ノ瀬2号	〃	〃	〃
藤ノ瀬1号	〃	〃	〃
藤ノ瀬2号	〃	〃	〃
波並2号	能登町波並	〃	〃
鯨島	〃	〃	〃
鯨島	〃	〃	急傾斜地の崩壊
波並1号	〃	〃	〃
波並2号	〃	〃	〃
波並3号	〃	〃	〃
新村1号	能登町白丸	〃	〃
新村2号	〃	〃	〃
白丸川1号	〃	〃	土石流
不動寺川	能登町不動寺	〃	〃
不動寺川2号	〃	〃	〃
菊ヶ谷	〃	〃	〃
不動寺	〃	〃	急傾斜地の崩壊
北河内	能登町北河内	〃	〃
小又4号	〃	〃	〃
高照寺	能登町本木	〃	〃
本木1号	〃	〃	土石流
矢波1号	能登町矢波	〃	〃
矢波2号	〃	〃	〃
矢波3号	〃	〃	〃
矢波	〃	〃	急傾斜地の崩壊
立壁	能登町立壁	〃	〃

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

### 石川県告示第338号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
房田川4号	輪島市房田町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
麦生野	輪島市町野町麦生野	〃	急傾斜地の崩壊	〃

北円山	輪島市町野町北円山	〃	〃	〃
徳成谷内 1 号	輪島市町野町徳成谷内	〃	〃	〃
徳成谷内 2 号	〃	〃	〃	〃
徳成谷内 3 号	〃	〃	〃	〃
上田長	輪島市町野町川西	〃	〃	〃
川西田長	〃	〃	〃	〃
若桑	輪島市町野町寺山	〃	〃	〃
地方	輪島市町野町栗蔵	〃	〃	〃
鈴屋 1 号	輪島市町野町鈴屋	〃	〃	〃
鈴屋 2 号	〃	〃	〃	〃
桶戸	輪島市町野町桶戸	〃	〃	〃
広江	輪島市町野町広江	〃	〃	〃
広江上地	〃	〃	〃	〃
広江元地 1 号	〃	〃	〃	〃
広江元地 2 号	〃	〃	〃	〃
寺地	輪島市町野町寺地	〃	〃	〃
山口西	能登町時長	〃	〃	〃
山口東 1 号	〃	〃	〃	〃
山口東 2 号	〃	〃	〃	〃
十郎原 1 号	能登町十郎原	〃	〃	〃
十郎原 2 号	〃	〃	〃	〃
十郎原 3 号	〃	〃	〃	〃
十郎原川 1 号	〃	〃	土石流	〃
十郎原川 3 号	〃	〃	〃	〃
東谷川	〃	〃	〃	〃
山田	能登町山田	〃	急傾斜地の崩壊	〃
小垣	能登町小垣	〃	〃	〃
滝之坊 1 号	能登町滝之坊	〃	〃	〃
滝之坊 2 号	〃	〃	〃	〃
田代川	〃	〃	土石流	〃
平体	能登町宇出津山分	〃	〃	〃
大平	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
漆原	〃	〃	〃	〃
平体 1 号	〃	〃	〃	〃
音羽町	〃	〃	〃	〃
源平 2 号	〃	〃	〃	〃
馬場出	能登町鶴川	〃	〃	〃
鶴川 1 号	〃	〃	〃	〃
鶴川 2 号	〃	〃	〃	〃
鶴川 3 号	〃	〃	〃	〃
河ヶ谷 1 号	能登町河ヶ谷	〃	〃	〃
河ヶ谷 2 号	〃	〃	〃	〃
河ヶ谷 3 号	〃	〃	〃	〃
河ヶ谷	〃	〃	〃	〃
秋吉 1 号	能登町秋吉	〃	〃	〃
秋吉 2 号	〃	〃	〃	〃
秋吉 3 号	〃	〃	〃	〃

行延	能登町行延	〃	〃	〃
宮犬	能登町宮犬	〃	〃	〃
駒渡	能登町駒渡	〃	〃	〃
打越川	〃	〃	土石流	〃
笹川 2 号	能登町笹川	〃	〃	〃
笹川 3 号	〃	〃	〃	〃
寺分川 3 号	能登町寺分	〃	〃	〃
原反坊	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
長尾	能登町内浦長尾	〃	〃	〃
鴨川 3 号	能登町鴨川	〃	〃	〃
寺分	能登町五郎左エ門分	〃	〃	〃
寺分川 1 号	〃	〃	土石流	〃
影田川 3 号	〃	〃	〃	〃
長尾川	能登町上長尾	〃	〃	〃
宇加塚	能登町宇加塚	〃	〃	〃
曾又 1 号	能登町曾又	〃	〃	〃
曾又 2 号	〃	〃	〃	〃
曾又 3 号	〃	〃	〃	〃
松波川 1 号	能登町松波	〃	〃	〃
松波川 2 号	〃	〃	〃	〃
明生	〃	〃	〃	〃
平尻	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
港町 1 号	〃	〃	〃	〃
港町 2 号	〃	〃	〃	〃
上西	能登町上	〃	〃	〃
上西 1 号	〃	〃	〃	〃
上西 2 号	〃	〃	〃	〃
上東	〃	〃	〃	〃
上東 2 号	〃	〃	〃	〃
水上	〃	〃	〃	〃
水滝	〃	〃	〃	〃
上川	〃	〃	土石流	〃
上川 9 号	〃	〃	〃	〃
上川 10 号	〃	〃	〃	〃
上川 7 号	能登町上川	〃	〃	〃
上川 8 号	〃	〃	〃	〃
立ヶ谷内	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
中ノ又 1 号	〃	〃	〃	〃
中ノ又 2 号	〃	〃	〃	〃
中ノ又 3 号	〃	〃	〃	〃
新保	能登町新保	〃	〃	〃
神和住	能登町神和住	〃	〃	〃
西安寺	能登町瑞穂	〃	〃	〃
清真	能登町清真	〃	〃	〃
大箱	能登町大箱	〃	〃	〃
鶴町	能登町鶴町	〃	〃	〃
中齊	能登町中齊	〃	〃	〃



中齊川 1 号	〃	〃	土石流	〃
中齊川 2 号	〃	〃	〃	〃
中齊川 3 号	〃	〃	〃	〃
寺分川 4 号	能登町天坂	〃	〃	〃
天坂	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
蓮花坊	能登町当日	〃	〃	〃
中組 2 号	〃	〃	〃	〃
中組川	〃	〃	土石流	〃
下藤ノ瀬 1 号	能登町藤ノ瀬	〃	〃	〃
下藤ノ瀬 2 号	〃	〃	〃	〃
下藤ノ瀬 3 号	〃	〃	〃	〃
上藤ノ瀬 1 号	〃	〃	〃	〃
上藤ノ瀬 2 号	〃	〃	〃	〃
藤ノ瀬 1 号	〃	〃	〃	〃
藤ノ瀬 2 号	〃	〃	〃	〃
波並 2 号	能登町波並	〃	〃	〃
鯨島	〃	〃	〃	〃
鯨島	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
波並 1 号	〃	〃	〃	〃
波並 2 号	〃	〃	〃	〃
波並 3 号	〃	〃	〃	〃
新村 1 号	能登町白丸	〃	〃	〃
新村 2 号	〃	〃	〃	〃
白丸川 1 号	〃	〃	土石流	〃
不動寺川	能登町不動寺	〃	〃	〃
不動寺川 2 号	〃	〃	〃	〃
不動寺	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
北河内	能登町北河内	〃	〃	〃
小又 4 号	〃	〃	〃	〃
高照寺	能登町本木	〃	〃	〃
本木 1 号	〃	〃	土石流	〃
矢波 1 号	能登町矢波	〃	〃	〃
矢波 2 号	〃	〃	〃	〃
矢波 3 号	〃	〃	〃	〃
矢波	〃	〃	急傾斜地の崩壊	〃
立壁	能登町立壁	〃	〃	〃

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 石川県告示第339号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	解除事項
来迎寺	穴水町大町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	一部
下仁行2号	輪島市三井町仁行	〃	〃	一部

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

## 石川県告示第340号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。  
平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 2の小松市の表中

5	金沢駅前第一ビル 株式会社	金沢市此花町	小松市園町 石川県小松合同庁舎内	を
5	金沢駅前第一ビル 株式会社	金沢市此花町	小松市園町 石川県小松合同庁舎内	に改める。
6	石川県電気工事工業組合 理事長 米沢 寛	金沢市新保本4丁目	小松市向本折町 石川県電気工事工業組合加南本部内	

## 2の七尾市の表中

5	金沢駅前第一ビル 株式会社	金沢市此花町	七尾市小島町 石川県中能登総合事務所内	を
5	金沢駅前第一ビル 株式会社	金沢市此花町	七尾市小島町 石川県中能登総合事務所内	に改める。
6	石川県電気工事工業組合 理事長 米沢 寛	金沢市新保本4丁目	七尾市寿町 石川県電気工事工業組合能登本部内	

## 公 告

### 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 調達内容

## (1) 購入件名及び数量

パーソナルコンピュータ 179台

## (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年10月11日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成25年石川県告示第83号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成25年8月22日（木）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成25年9月5日（木）午前11時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成25年9月5日（木）午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった

者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Personal Computers 179 Units

(2) Delivery date

By 11 October 2013

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 5 September 2013

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL (076) 225-1262

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
横 山 加 奈 子	県 内 全 域	金沢市京町20-3 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院
		金沢市京町23-5 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北診療所

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号）による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正する政令（平成25年政令第119号）第1条の規定による改正前の予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
松 井 亮 太	輪島市山岸町は1番1地 市立輪島病院	平成25年3月31日

中 浜 克 之	〃	〃
大 鋸 梓	〃	〃
山 本 大 輔	〃	〃
南 英 夫	〃	〃
上 野 和 之	〃	〃

## 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ケーズデンキ野々市新庄店  
 野々市市新庄2丁目810番ほか38筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
 株式会社北越ケーズ 代表取締役 山本 邦彦  
 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
 株式会社北越ケーズ 代表取締役 山本 邦彦  
 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成26年3月18日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 5,392平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
 位置 縦覧による。  
 収容台数 293台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
 位置 縦覧による。  
 収容台数 90台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
 位置 縦覧による。  
 面積 255平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 位置 縦覧による。  
 容量 102立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 午前10時から午後9時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前9時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
出入口の数 5箇所  
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後7時まで
- 7 届出年月日  
平成25年7月17日
- 8 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 9 届出等の縦覧期間  
平成25年7月26日から同年11月26日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成25年11月26日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン金沢店  
金沢市福久町ニ32番地ほか
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) イオンリテール株式会社  
代表取締役 村井 正平  
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1  
(変更後) イオンリテール株式会社  
代表取締役 梅本 和典  
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
- 3 変更の年月日  
平成25年5月17日
- 4 変更する理由  
建物設置者の代表者変更のため
- 5 届出年月日  
平成25年7月17日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間  
平成25年7月26日から同年11月26日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成25年11月26日  
金沢市鞍月1丁目1番地

## 石川県商工労働部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン社の里ショッピングセンター  
金沢市もりの里1丁目70番地
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) イオンリテール株式会社  
代表取締役 村井 正平  
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1  
(変更後) イオンリテール株式会社  
代表取締役 梅本 和典  
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
- 3 変更の年月日  
平成25年5月17日
- 4 変更する理由  
建物設置者の代表者変更のため
- 5 届出年月日  
平成25年7月17日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間  
平成25年7月26日から同年11月26日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成25年11月26日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン小松店  
小松市平面町ア69
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) イオンリテール株式会社  
代表取締役 村井 正平  
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1  
(変更後) イオンリテール株式会社  
代表取締役 梅本 和典  
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
- 3 変更の年月日  
平成25年5月17日
- 4 変更する理由  
建物設置者の代表者変更のため
- 5 届出年月日  
平成25年7月17日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間



平成25年7月26日から同年11月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成25年11月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン加賀の里ショッピングセンター

加賀市上河崎町47番地1

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 梅本 和典

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

3 変更の年月日

平成25年5月17日

4 変更する理由

建物設置者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成25年7月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市地域振興部商工振興課

7 届出等の縦覧期間

平成25年7月26日から同年11月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成25年11月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン松任ショッピングセンター

白山市平松町102番地1ほか

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 梅本 和典

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

3 変更の年月日

平成25年5月17日

4 変更する理由

建物設置者の代表者変更のため

5 届出年月日



平成25年7月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

7 届出等の縦覧期間

平成25年7月26日から同年11月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成25年11月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン御経塚店

野々市市御経塚2丁目91番地

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社

代表取締役 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 梅本 和典

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

3 変更の年月日

平成25年5月17日

4 変更する理由

建物設置者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成25年7月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成25年7月26日から同年11月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成25年11月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン野々市南店

野々市市上林4丁目747番地

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社

代表取締役 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 梅本 和典

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

3 変更の年月日

平成25年5月17日

4 変更する理由

建物設置者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成25年7月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成25年7月26日から同年11月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成25年11月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン小松店

小松市平面町ア69

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 1,275台

(変更1) 位置 縦覧による。

収容台数 1,275台

(変更2) 位置 縦覧による。

収容台数 1,275台

(変更3) 位置 縦覧による。

収容台数 929台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 21箇所

位置 縦覧による。

(変更1) 出入口の数 24箇所

位置 縦覧による。

(変更2) 出入口の数 24箇所

位置 縦覧による。

(変更3) 出入口の数 21箇所

位置 縦覧による。

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 24時間(ただし、一部区画のみ)

(変更1) 24時間(ただし、一部区画のみ)

(変更2) 24時間(ただし、一部区画のみ)

(変更3) 24時間(ただし、一部区画のみ)

3 変更する年月日

(変更1) 平成25年7月21日

(変更2) 平成25年9月21日

(変更3) 平成26年3月20日

4 変更する理由

(変更1) 既設駐車場用地への建物(ガソリンスタンド施設)の新築工事に着工するため

(変更2) 変更1の建物(ガソリンスタンド施設)が竣工するため

(変更3) 各駐車場の収容台数を整理するため

5 届出年月日

平成25年7月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

平成25年7月26日から同年11月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成25年11月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターコーヨー

河北郡内灘町字向陽台一丁目141番地、144番地

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社東京ストアー 代表取締役 箕田 秀夫

金沢市西都二丁目4番地

ほか3者

(変更後) 株式会社マルエー 代表取締役 山本 隆

白山市鶴来本町一丁目ワ111番地

ほか3者

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,825㎡

(変更後) 2,650㎡

3 変更する年月日

平成25年7月19日

4 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 116台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 64台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 136平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 58立方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時から午後9時30分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時45分から午後9時45分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 5箇所

位置 縦覧による。

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後4時まで(一部、午前9時から午後7時まで)

5 届出年月日

平成25年7月16日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び内灘町都市整備部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成25年7月26日から同年11月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成25年11月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

#### 特定漁港漁場整備事業計画変更案の縦覧公告

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項に規定する特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、当該特定漁港漁場整備事業計画案を平成25年7月26日から同年8月15日まで縦覧に供する。

平成25年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 書類の名称

富来漁港特定漁港漁場整備事業計画変更書案

2 縦覧場所

石川県農林水産部水産課及び石川県中能登土木総合事務所羽咋土木事務所

## 公 安 委 員 会

#### 年少射撃資格の認定のための講習会

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の14の規定による年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催します。

平成25年7月26日

石 川 県 公 安 委 員 会

1 講習会開催の日時及び場所

- (1) 開催日時  
平成25年 8 月 22 日 (木) 午前 9 時 30 分から午後 4 時まで
- (2) 開催場所  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県警察本部庁舎 5 階 502 会議室
- (3) 受講定員  
10 名程度

2 講習会の受講申込み及び手数料

- (1) 受講希望者は、8 月 8 日 (木) までに、住所地を管轄する警察署へ年少射撃資格講習受講申込書 2 通、写真 2 枚と受講手数料を添えてお申し込み下さい。
- (2) 手数料は、石川県証紙で、9,700 円です。

3 講習会の内容と時間

講習会は、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用方法についての講習を行い、考査を含め合計 5 時間かかります。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月二十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則 (昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号) の一部を次のように改正する。

別表第十知事の事務部局の部本庁の項中

課 長	三種	を  に改める。
課 長 企画振興部課長	三種	

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第二条 管理職員等の範囲を定める規則 (昭和三十二年石川県人事委員会規則第八号) の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「監室次長、課長」の下に「、企画振興部課長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則別表第十の規定及び第二条の規定による改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第一の規定は、平成二十五年七月五日から適用する。

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月二十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十一号

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則(平成十四年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「石川県並行在来線株式会社」を「I R いしかわ鉄道株式会社」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年八月一日から施行する。